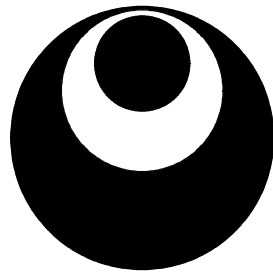


沖 縄 県
労働委員会年報

平成 30 年 版



沖縄県労働委員会事務局

は じ め に

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労使間（労働組合と使用者との間、又は個々の労働者と使用者との間）で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・ 公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で、労使紛争の早期解決にあたります。
- ・ 秘密は厳守します。
- ・ 利用は無料です。

<お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 2階）

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

第21期沖縄県労働委員会委員

(平成29年12月15日～平成31年12月14日)

公 益 委 員



会 長
藤 田 広美



会長代理
宮 尾 尚子



井 村 真己



上 江 洲 純子



田 島 啓己

労 働 者 委 員



東 盛 政行



山 本 隆司



鎌 田 健嗣



知 花 優



宮 里 竜二

使 用 者 委 員



山 城 勝



上 江 洲 智一



宮 城 譚



高 良 幸明



名 嘉 村 裕子

目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組 織	1
第2章 会 議	
第1節 総 会	5
第2節 公益委員会議	8
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概 況	10
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	13
第3節 不当労働行為事件の概要	14
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	17
第4章 労働争議の調整	18
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	22
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	26
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	27
第3節 争議行為予告通知	29
第4節 労働争議の実情調査	29
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	30
第2節 研 修	34
第3節 広 報 等	36
資 料 年別申立・申請件数の推移	38

第 1 章 労働委員会の概要

第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

第1節 組織

1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

平成29年12月15日に第21期委員の任命に伴う会長及び会長代理の改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に宮尾尚子公益委員が互選により選出された。平成30年は、次に掲げる第21期委員により運営された。

なお、第21期委員の任期は平成31年12月14日までの2年間となっている。

第21期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：平成29年12月15日～平成31年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23. 12. 15～ 連続4期
	○ 宮 尾 尚 子	弁護士	平23. 12. 15～ 連続4期
	井 村 真 己	沖縄国際大学教授	平27. 12. 15～ 連続2期
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25. 12. 15～ 連続3期
	田 島 啓 己	弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師	平28. 11. 15～ 連続2期
労働者委員	東 盛 政 行	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	平29. 7. 19～ 連続2期
	山 本 隆 司	沖縄県教職員組合顧問	平25. 12. 15～ 連続3期
	鎌 田 健 嗣	U Aゼンセン沖縄県支部 支部長	平29. 12. 15～ 新任
	知 花 優	日本郵政グループ労働組合 沖縄地方本部執行委員長	平29. 12. 15～ 新任
	宮 里 竜 二	航空連合沖縄 副会長	平29. 12. 15～ 新任
使用者委員	山 城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	平25. 12. 15～ 連続3期
	上 江 洲 智 一	久米島製糖株式会社 代表取締役社長	平25. 12. 15～ 連続3期
	宮 城 諤	沖縄ガス株式会社 代表取締役会長	平25. 12. 15～ 連続3期
	高 良 幸 明	株式会社琉球リース 代表取締役社長	平29. 1. 26～ 連続2期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせき 取締役事業開発本部長	平29. 12. 15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

平成30年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(平成30年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
藤 田 広 美	労 働 委 員 会 公 益 委 員	平成29年12月15日
宮 尾 尚 子	〃	平成29年12月15日
井 村 真 己	〃	平成29年12月15日
上江洲 純 子	〃	平成29年12月15日
田 島 啓 己	〃	平成29年12月15日
東 盛 政 行	労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	平成29年12月15日
山 本 隆 司	〃	平成29年12月15日
鎌 田 健 嗣	〃	平成29年12月15日
知 花 優	〃	平成29年12月15日
宮 里 竜 二	〃	平成29年12月15日
山 城 勝	労 働 委 員 会 使 用 者 委 員	平成29年12月15日
上江洲 智 一	〃	平成29年12月15日
宮 城 諱	〃	平成29年12月15日
高 良 幸 明	〃	平成29年12月15日
名嘉村 裕 子	〃	平成29年12月15日
金 良 多 恵 子	労 働 委 員 会 事 務 局 長	平成29年4月13日
石 川 恵 子	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 長	平成30年4月12日
上 間 直 之	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 審 査 監	平成30年4月12日

3 事務局

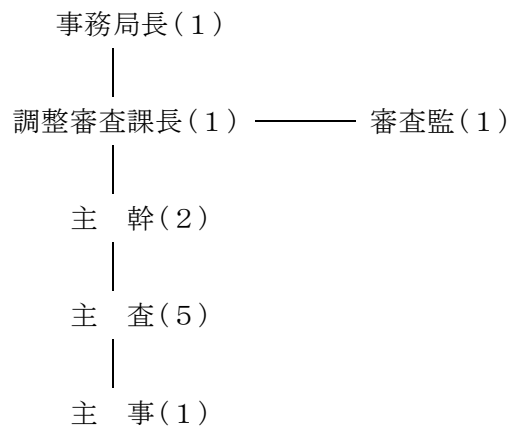
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、11名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

事務局 機構図



第 2 章 会 議

第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

平成30年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
891	1. 11	1 承認事項：2件 2 報告事項：平成29年における不当労働行為事件の審査状況1件、審査関係2件、調整関係1件、個別あっせん関係4件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他：四半期別業務状況（平成29年10月～12月）の中労委への報告について
892	2. 8	1 承認事項：1件 2 審議事項：1件 3 報告事項：審査関係1件、調整関係1件、個別あっせん関係3件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 出前講座の結果について

通算回数	開催月日	議 題
893	3. 8	1 承認事項：1 件 2 報告事項：審査関係 2 件、調整関係 1 件、個別あっせん関係 1 件、不当労働行為再審査事件関係 1 件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2 件 4 その他 (1) 平成30年度委員積立金予算について (2) 平成30年度総会開催計画(案)について
894	4. 12	1 承認事項：1 件 2 審議事項：1 件 3 報告事項：公益委員会議関係 1 件、審査関係 2 件、調整関係 1 件、個別あっせん関係 1 件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：3 件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（平成30年 1 月～3 月）の中労委への報告について (2) 平成29年度委員積立金決算について (3) 平成30年度諸連絡会議等委員出張計画について (4) 平成30年度労働委員会当初予算について (5) 平成30年度事務局体制について
895	5. 10	1 承認事項：1 件 2 報告事項：審査関係 2 件、調整関係 1 件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：3 件 4 その他 平成30年度九州労働委員会会長会議について
896	6. 21	1 承認事項：1 件 2 報告事項：公益委員会議関係 1 件、審査関係 2 件、調整関係 1 件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2 件 4 その他 (1) 第85回九州労働委員会連絡協議会の結果について (2) 平成30年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について
897	7. 12	1 承認事項：1 件 2 報告事項：公益委員会議関係 1 件、審査関係 2 件、調整関係 1 件、個別あっせん関係 1 件等

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
897	7. 12	3 労働情報(労働争議実情調査)：1件 4 その他 四半期別業務状況(平成30年4月～6月)の中労委への報告について
898	8. 9	1 承認事項：1件 2 審議事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係2件、審査関係1件、調整関係1件、個別あつせん関係2件等 4 労働情報(労働争議実情調査)：1件 5 その他 総会の通知方法について
899	9. 20	1 承認事項：1件 2 審議事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係3件、審査関係1件、個別あつせん関係1件等 4 労働情報(労働争議実情調査)：なし 5 その他 (1) 離島における労働問題セミナー企画等について (2) ワークルール検定2018秋<初級>について
900	10. 18	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係1件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：なし 4 その他 (1) 平成30年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について (2) 四半期別業務状況(平成30年7月～9月)の中労委への報告について
901	11. 15	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係1件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：1件 4 その他 (1) 第73回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 離島における労働問題セミナーについて
902	12. 13	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係1件、個別あつせん関係4件、不当労働行為再審査事件

通算回数	開催月日	議 題
902	12.13	関係1件等 3 労働情報(労働争議実情調査)：1件

第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参与し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23、地公労法第4条）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ 総会において特に必要があると認める場合（無料の労働者供給事業）
- ⑥ その他会長が必要と認める事項

平成30年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
383	3.8	1 組合資格審査に関する申合せ(案)について 2 沖労委平成30年(資)第1号沖縄荷役サービス労働組合に係る資格審査について
384	5.10	1 沖労委平成30年(資)第2号RBCビジョン労働組合に係る資格審査について 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（平成30年(認)第1号病院事業局）
385	6.21	1 沖労委平成30年(資)第3号社会福祉法人祐愛会宮古の里労働組合に係る資格審査について 2 沖労委平成30年(資)第4号全日本自治団体労働組合沖縄県本部に係る資格審査について 3 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定及び告示について（平成30年(認)第1号病院事業局）

通算回数	開催月日	議 題
386	7.12	1 沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号(福)祐愛会宮古の里事件について(第1回合議) 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定及び告示について(平成30年(認)第1号病院事業局)
387	8.9	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について(平成30年(認)第2号病院事業局) 2 労働委員会規則第28条第1項の規定に基づく認定手続の開始決定に関する協議の方法について 3 沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号(福)祐愛会宮古の里事件について(第2回合議)
388	8.30	1 沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号(福)祐愛会宮古の里事件について(第3回合議)
389	9.5	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について(平成30年(認)第3号病院事業局)(メール会議)
390	9.20	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定及び告示について(平成30年(認)第2号及び平成30年(認)第3号病院事業局) 2 沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号(福)祐愛会宮古の里事件について(第4回合議)
391	10.18	沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号(福)祐愛会宮古の里事件について(第5回合議)

第3章 不当労働行為の審査

第3章 不当労働行為の審査

第1節 概 況

平成30年に取り扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越が2件と新規申立2件の計4件である。このうち2件は命令を発出し、1件が和解により終結し、残り1件は次年への繰越となっている。また、平成26年から平成30年における係属事件は16件で、終結状況は、命令・決定10件、和解4件、取下げ1件となっている。

平成26年から平成30年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区 分		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26年 ～30年	
係 属 件 数	前年繰越		4	4	5	6	2	4	
	新規申立		2	3	4	1	2	12	
	計		6	7	9	7	4	16	
終 結 状 況	取 下 げ		-	-	-	1(1)	-	1	
	和 解	無 関 与		-	-	-	-	-	-
		関 与		-	1	2(1)	-	1	4
		計		-	1	2(1)	-	1	4
	命 令 ・ 決 定	救 済		1(1)	-	-	3(3)	2(2)	6
		棄 却		1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	-	4
		却 下		-	-	-	-	-	-
		計		2(2)	1(1)	1(1)	4(4)	2(2)	10
	合 計			2(2)	2(1)	3(2)	5(5)	3(2)	15
	平均審問回数(回)			1.5	0.5	0.3	1.5	0.7	0.9
平均所要日数(日)			359	529	631	641	535	565	
次 年 繰 越			4(2)	5(3)	6(3)	2(1)	1	1	

- 注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。
 ② 平均審問回数、平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。
 ③ 「平成26年～30年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成26年から30年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
労働組合	1	2	4	1	2	10
個人	-	-	-	-	-	-
個人・労働組合	1	1	-	-	-	2
計	2	3	4	1	2	12

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
1号	1	1	-	-	-	2
2号	-	1	-	-	1	2
3号	-	-	-	-	-	-
4号	-	-	-	-	-	-
1・2号	1	1	1	-	-	3
1・3号	-	-	2	1	1	4
2・3号	-	-	1	-	-	1
1・2・3号	-	-	-	-	-	-
1・3・4号	-	-	-	-	-	-
計	2	3	4	1	2	12

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
49人以下	1	1	3	1	2	8
50～99人	1	-	-	-	-	1
100～199人	-	1	1	-	-	2
200～299人	-	-	-	-	-	-
300～499人	-	-	-	-	-	-
500～999人	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	1	-	-	-	1
計	2	3	4	1	2	12

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業種	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
製造業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業		-	-	-	-	-	-
金融業、保険業		-	1	-	-	-	1
宿泊業、飲食サービス業		-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		1	-	-	-	-	1
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	-
医療、福祉		1	1	2	1	2	7
サービス業		-	1	1	-	-	2
公務		-	-	1	-	-	1
計		2	3	4	1	2	12

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	審査等 の回数	所要 日数	備考
		被申立人		終結年月日				
1	平成28年 (不) 第3号	X ₁ 組合 X ₂ 組合	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文揭示	H28.8.15	全部 救済	調査8 審問1	838	平成29 年(不)1 号を併合
		Y法人		H30.11.30				
2	平成29年 (不) 第1号	X ₁ 組合 X ₂ 組合	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文揭示	H29.3.22	全部 救済	調査5 審問1	619	平成28 年(不)3 号に併合
		Y法人		H30.11.30				
3	平成30年 (不) 第1号	X ₁ 組合 X ₂ 組合員	①団体交渉応諾 ②謝罪文揭示	H30.2.8	関与 和解	調査3	147	
		Y法人		H30.7.4				
4	平成30年 (不) 第2号	X ₁ 組合 X ₂ 組合	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文交付	H30.12.26	次年 繰越	-	-	
		Y法人		-				

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

平成30年に終結した3件の審査期間は838日、619日及び147日となっており、和解で終結となった1件は目標を達成したが、2件は目標を達成できていない。（平均所要日数535日）。

第3節 不当労働行為事件の概要

1 沖労委平成28年(不)第3号・平成29年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：約11,000人 X ₂ 組合 組合員数：1人（申立て時）			Y法人 業種：医療、福祉 従業員数：20人		
申立年月日	平成28年事件：平成28年8月15日 平成29年事件：平成29年3月22日		終結年月日	平成30年11月30日		
所要日数	平成28年事件：838日 平成29年事件：619日		終結区分	全部救済		
審査状況	調査回数	8回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	井村 真己	参与委員	(労)東盛 政行	(使)山城 勝		
請求する救済の内容	1 X ₂ 組合のA執行委員長に対する平成27年8月及び平成28年8月の懲戒処分の取消し					
	2 A執行委員長の平成27年9月及び平成28年9月の契約更新に際しての人事考課をやり直し、その結果算出された賃金と既に支払われた賃金との差額の支払					
	3 A執行委員長の平成27年12月及び平成28年6月の賞与に係る人事考課をやり直し、その結果算出された賞与の支払					
	4 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第3号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>法人が、施設入居者の転倒事故の原因がX₂組合のA執行委員長の注意義務違反にあるとして科した出勤停止3か月及び譴責の懲戒処分は重過ぎ、懲戒権の濫用にあたる。</p> <p>また、平成27年9月及び平成28年9月の契約更新時に法人がA執行委員長の賃金を一方的に引き下げた行為は、法人が労働組合を嫌悪し、組合員であるが故に行った労働条件の不利益変更である。</p> <p>さらに、法人は、平成27年12月及び平成28年6月の賞与について、A執行委員長のみ人事考課を不当に低く評価し、支給しなかった。</p> <p>法人によるこれらの行為は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>A執行委員長に対する懲戒処分は、施設入居者の転倒事故に関する同人の情状が悪質であるから行ったものであり、組合嫌悪によるものではない。</p> <p>また、A執行委員長の平成27年9月及び平成28年9月の契約更新時の賃金引下げは、同人の業務怠慢又は人事考課の評価結果が著しく低かったことによるものであり、使用者の裁量に基づく正当なものであるし、同人は賃金引下げに合意した。</p> <p>同様に、平成27年12月及び平成28年6月の賞与に係るA執行委員長の人事考課も公正に行った。したがって、これらの行為は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】</p> <p>平成28年事件は、平成28年8月15日の申立て後、平成29年3月30日までに委員調査を4回実施した。</p> <p>平成29年事件は、平成29年3月22日の申立て後、同月30日に第1回委員調査を実施し、その際、両事件の審査の併合を決定した。併合後、委員調査を4回、審問を1回実施し、平成30年10月18日第391回公益委員会議において申立人の請求に係る救済の全部を認容する命令を発した。その後、当事者双方に対し命令書の写しを交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】</p> <p>1 被申立人は、申立人X₂組合組合員Aに対して行った平成27年8月31日付け懲戒処分がなかったものとして取り扱い、同懲戒処分がなければ支給されるはずであった給与相当額を、同人に対し、支払わなければならない。</p> <p>2 被申立人は、上記Aの平成27年9月及び平成28年9月の労働契約更新時の降給がなかったものと</p>						

して、平成27年9月から平成29年8月までの同人の基本賃金の月額について、平成26年9月から平成27年8月までの基本賃金の月額と同額とし、既に支給した額との差額を、同人に対し、支払わなければならない。

- 3 被申立人は、平成27年12月の上記Aに対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、掛率を1.0、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、行事不参加の回数に応じた減額を行うことなく、同人に対し、支払わなければならない。

この場合、同年9月に基本賃金の降給はなかったものとして計算しなければならない。

- 4 被申立人は、平成28年6月の上記Aに対する賞与について、被申立人の賞与の計算式により、掛率を1.0、支給率及び査定率を100パーセントとして算出して得た額を、同人に対し、支払わなければならない。

この場合、平成27年9月に基本賃金の降給はなかったものとして計算しなければならない。

- 5 被申立人は、上記Aに対して行った平成28年8月19日付け懲戒処分がなかったものとして取り扱わなければならない。

- 6 被申立人は、本命令書を受領した日から15日以内に、別紙記載の内容を、縦80センチメートル横55センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書かつ黒色インクにて明瞭に記載し、被申立人施設の正面玄関の職員が見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

2 沖労委平成30年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 組合 組合員数：約11,000人 X ₂ 組合 組合員数：1人（申立て時）			Y法人 業種：医療、福祉 従業員数：25人		
申立年月日	平成30年2月8日			終結年月日	平成30年7月4日	
所要日数	147日			終結区分	関与和解	
審査状況	調査回数	3回	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	田島 啓己	参与委員	(労)知花 優	(使)上江洲 智一		
請求する 救済の内容	1 法人は、組合らが平成29年10月26日及び同年11月22日付けで申し入れた団体交渉について、組合らと協議の上、速やかに日程を設定し、誠意をもって応じること					
	2 謝罪文の掲示			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>組合らは、組合員に対する不当な賃金引下げ等が繰り返されていることから人事考課の公正性を確保するため、人事考課評価結果の分布の開示等を求めて団体交渉を申し入れてきた。団体交渉が開催されたものの、当該評価結果の分布はプライバシーに関するものであることを理由として開示されなかった。そこで組合らは平成29年10月26日及び同年11月22日に、人事考課の評価結果の分布の開示を求める団体交渉を申し入れたが、申立時現在、法人からの回答はない。こうした法人の対応は、労組法第7条2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>法人は、これまでの判決等で人事評価の制度等の問題点を指摘され、制度面等の改善を検討していた。組合らが、人事評価制度案を示した上で協議する予定が、組合らの要望により案が未提示の状況で団体交渉を開催した。しかし、充実した団体交渉とはならなかった。法人は、法人が新たな人事評価制度を作成後に議論することが充実した団体交渉になると考え、団体交渉の開催時期の猶予を求める平成29年12月1日付け回答書を作成したが、未発送（本申立により未発送と判明）となっていた。したがって、団体交渉を拒否する意図はなく、団体交渉に応じる旨記載の平成30年3月5日付け回答書を発送しており、不当労働行為意思の不存在が明白であることから、棄却されるべきである。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】</p> <p>第1回委員調査において、当事者双方とも和解の意向を示したことから、委員調査間に団体交渉の実施及び和解条項案の検討を促した。第3回委員調査において、当事者双方が和解協定案に合意したことから、当事者双方による和解協定が締結され、審査委員が和解認定し、審査の手続は終了した。</p> <p>【和解条項】</p> <p>1 被申立人は、今後被申立人が導入する人事評価制度について、四半期毎の評価結果及び賞与毎の評価結果に対する異議申立期間として、各評価結果を記載した書面の交付から2週間を確保することを約束する。</p> <p>2 被申立人は、賞与毎の評価結果を記載した書面の交付後、申立人らの組合員から書面による請求を受けた場合、請求を受けた日から1週間以内に、その賞与の算定の基礎となる人事評価について、平成30年夏季賞与は別紙1の様式、平成30年冬季賞与以降は別紙3の様式による人事評価の分布表を、当該組合員に開示する。但し、前記評価結果に関する書面の交付日から30日以内（天災地変、申立人らの組合員の体調不良等やむを得ない事情がある場合を除く）に、申立人らの組合員から書面による請求が無い場合は、この限りではない。</p> <p>3 被申立人は、四半期毎の評価結果を記載した書面の交付後、申立人らの組合員から書面による請求を受けた場合、請求を受けた日から1週間以内に、別紙2の様式による人事評価の分布表を、当該組合員に開示する。但し、前記評価結果に関する書面の交付日から30日以内（天災地変、申立人らの組合員の体調不良等やむを得ない事情がある場合を除く）に、申立人らの組合員から書面による請求が無い場合は、この限りではない。</p>						

第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

1 概況

当委員会の発した命令に係る平成30年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越2件と新規申立て1件で、うち2件が終結した。

2 再審査事件の一覧

事件番号 事 件 名	再審査申立人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過 終結年月日	初審（当委員会）命令の事件番号 終結区分・終結年月日
中労委平成29年(不再)第16号 祐愛会不当労働行為事件	使用者 H29. 3. 16	初審命令の 取消し	取下げ H30. 2. 13	平成26年(不)第2号・平成27年 (不)第2号事件 全部救済・H29. 3. 6
中労委平成29年(不再)第23号 祐愛会(その2)不当労働行為 事件	使用者 H29. 4. 12	初審命令の 取消し	棄却 H30. 12. 3	平成28年(不)第1号事件 全部救済・H29. 3. 30
中労委平成30年(不再)第63号 祐愛会不当労働行為事件	使用者 H30. 12. 17	初審命令の 取消し	係属中	平成28年(不)第3号・平成29年 (不)第1号事件 全部救済・H30. 11. 30

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

平成30年に取り扱った調整事件は、前年からの繰越が1件、新規申請が1件で、調整区分は全てあつせんとなっている。このうち1件が取下げにより、1件が打切りにより終結している。

また、平成26年から平成30年における係属事件は21件で、終結状況は、解決10件、打切り7件、取下げ3件、不開始1件となっている。

平成26年から平成30年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 調整事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成26年 ～30年	
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
係属件数	前年繰越	-	1	-	2	1	-	
	新規申請	6	4	8	2	1	21	
	調整区分	あつせん	6	4	8	2	1	21
		調 停	-	-	-	-	-	-
		仲 裁	-	-	-	-	-	-
		計	6	5	8	4	2	21
終 結 状 況	解 決	4	1(1)	3	2(2)	-	10	
	打 切 り	1	3	1	1	1	7	
	取 下 げ	-	-	2	-	1(1)	3	
	不 開 始	-	1	-	-	-	1	
	計	5	5(1)	6	3(2)	2(1)	21	
	平均調整回数(回)	2.2	1.5	1.2	2.0	1.5	1.7	
	平均所要日数(日)	69	33	52	93	88	62.3	
	解決率(%)	80.0	25.0	75.0	66.7	-	58.8	
次 年 繰 越	1	-	2	1	-	-		

注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あつせん員指名前に取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) =
$$\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

④ 「平成26年～30年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成26年から30年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
当事者	労働組合		5	3	6	2	1	17
	使用者		1	1	2	-	-	4
	労使双方		-	-	-	-	-	-
職 権			-	-	-	-	-	-
計			6	4	8	2	1	21

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
49人以下		1	3	5	1	1	11
50～99人		2	1	1	-	-	4
100～199人		3	-	1	-	-	4
200～299人		-	-	1	-	-	1
300～499人		-	-	-	-	-	-
500～999人		-	-	-	1	-	1
1,000人以上		-	-	-	-	-	-
計		6	4	8	2	1	21

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
建設業		-	1	-	-	-	1
製造業		1	-	-	-	-	1
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		1	1	4	-	-	6
運輸業、郵便業		2	-	-	-	-	2
卸売業、小売業		-	-	-	-	-	-
金融業、保険業		-	-	1	-	-	1
宿泊業、飲食サービス業		1	-	-	-	-	1
教育、学習支援業		-	-	1	-	-	1
医療、福祉		-	1	2	1	-	4
サービス業		1	1	-	-	1	3
公務		-	-	-	1	-	1
合 計		6	4	8	2	1	21

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
組合承認・組合活動			2	-	-	-	-	2
協約締結・全面改定			2	-	-	-	-	2
協約効力・解釈			1	-	-	1	-	2
賃金等	賃金増額		2	1	1	-	-	4
	一時金		1	-	-	-	-	1
	諸手当		1	-	2	-	1	4
	その他賃金に関するもの		-	1	-	-	-	1
	退職一時金・年金		-	-	-	-	-	-
小計			4	2	3	-	1	10
給与条件以外の	労働時間		-	1	-	-	-	1
	休日・休暇		-	1	-	-	-	1
	定年制		-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件		1	1	3	-	-	5
小計			1	3	3	-	-	7
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小		-	-	-	-	-	-
	人員整理		-	-	-	-	-	-
	配置転換		-	-	-	1	-	1
	解雇		-	-	-	-	-	-
	その他の経営人事		-	1	-	-	1	2
小計			-	1	-	1	1	3
福利厚生			-	-	-	-	-	-
団交促進			3	4	4	-	-	11
事前協議制			1	-	-	-	-	1
その他			-	-	6	1	1	8
合計			14	10	16	3	3	46

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
					終結年月日				
1	平成29年 (調) 第2号	労働組合	会社顧問による①パワハラ、 ②業務への介入、③誰が組合員 であるか詮索する行為をやめさ せることを求めて申請された。 申請者があっせんによっても 進展が見られないとし、申請を 取り下げた。	医療・福祉	H29.12.21	取下げ	3	133	(公)田島 (労)鎌田 (使)山城
					H29.12.26				
					H30.5.7				
2	平成30年 (調) 第1号	労働組合	①懲戒処分の撤回及び原職復 職、②懲戒処分がなければ受け ていたであろう手当金の支払い 等、③謝罪を求めて申請され た。 被申請者があっせんに参加し なかったため打切りとなった。	旅行業	H30.6.4	打切り	-	42	(公)宮尾 (労)宮里 (使)高良
					H30.6.6				
					H30.7.17				

注) 所要日数はあっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

平成30年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が3件、新規申請が9件の計12件である。このうち1件が解決、9件が打切りにより終結し、残り2件が次年への繰越となっている。

また、平成26年から平成30年における係属件数は35件で、終結状況は、解決10件、打切り18件、取下げ3件、不開始2件となっている。

平成26年から平成30年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成26年 ～30年
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
係属 件数	前年繰越	-	3	1	-	3	-
	新 規	6	7	6	7	9	35
	計	6	10	7	7	12	35
終 結 状 況	解 決	1	4(2)	3(1)	1	1(1)	10
	打 切 り	1	3(1)	3	2	9(2)	18
	取 下 げ	-	1	1	1	-	3
	不 開 始	1	1	-	-	-	2
	計	3	9(3)	7(1)	4	10(3)	33
	平均調整回数(回)	1.0	1.0	1.0	0.3	0.4	0.7
	平均所要日数(日)	33	59	54	59	32	47.3
	解決率(%)	50.0	57.1	50.0	33.3	10.0	35.7
次 年 繰 越		3	1	-	3	2	2

注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 「平成26年～30年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成26年から30年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分） (単位：件)

申請者 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
労働者	4	7	4	7	9	31
使用者	2	-	2	-	-	4
計	6	7	6	7	9	35

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分） (単位：件)

従業員数 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
49人以下	5	2	5	3	5	20
50～99人	-	1	-	1	4	6
100～299人	-	3	-	2	-	5
300～499人	-	1	-	-	-	1
500人以上	1	-	1	1	-	3
計	6	7	6	7	9	35

第4表 産業別申請件数（新規申請分） (単位：件)

業種 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
農業、林業	1	-	-	-	-	1
建設業	1	-	3	-	-	4
情報通信業	-	-	-	1	-	1
運輸業、郵便業	1	1	-	1	-	3
卸売業、小売業	1	1	-	-	-	2
金融業、保険業	1	-	-	-	-	1
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	-	-	-	-	1
宿泊業、飲食サービス業	-	2	-	1	3	6
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	2	1	1	1	5
複合サービス業	-	-	-	-	1	1
サービス業	-	1	2	3	4	10
公務	-	-	-	-	-	-
合計	6	7	6	7	9	35

第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

(単位：件)

紛争内容		年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	計
経営又は人事	解雇		1	2	-	2	5	10
	配置転換、出向・転籍		2	-	1	1	-	4
	復職		-	-	-	1	2	3
	懲戒処分		-	-	-	-	-	-
	退職		-	-	2	1	-	3
	勤務延長、再雇用		-	-	-	1	1	2
	その他の経営又は人事		-	-	-	2	-	2
小計			3	2	3	8	8	24
賃金等	賃金未払		-	1	1	1	1	4
	賃金増額		-	-	-	-	-	-
	賃金減額		-	-	-	1	-	1
	一時金		-	-	-	1	-	1
	退職一時金		-	-	-	-	-	-
	解雇手当		1	-	1	3	2	7
	休業手当		-	-	-	-	-	-
	諸手当		2	-	-	1	1	4
	その他賃金		1	2	-	1	-	4
	年金(企業年金・厚生年金等)		-	1	-	-	-	1
小計			4	4	2	8	4	22
労働条件等	労働契約		-	-	-	-	-	-
	労働時間		-	-	-	-	-	-
	休日・休暇		-	-	-	-	-	-
	年次有給休暇		-	-	-	-	-	-
	育児休業・介護休業		-	-	-	-	-	-
	時間外労働		-	-	-	-	-	-
	安全・衛生		1	-	-	-	-	1
	福利厚生制度		-	-	-	-	-	-
	社会保険		-	-	1	-	-	1
	労働保険		-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件等		-	-	-	-	-	-
小計			1	-	1	-	-	2
人間関係	セクハラ		-	-	-	-	-	-
	パワハラ・嫌がらせ		1	1	1	3	6	12
	小計		1	1	1	3	6	12
その他			1	5	4	2	2	14
合計			10	12	11	21	20	74

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					終結年月日				
1	平成29年(個)第4号	労働者	①勤務地を変えること、②適正な人事評価を求めて申請された。 話し合いを援助したところ、双方が折り合い、解決した。	サービス業	H29.10.19 H30.1.15	解決	2	89	(公)上江洲 (労)山本 (使)上江洲
2	平成29年(個)第6号	労働者	①解雇予告手当の支払い、②給与支給明細書、源泉徴収票の提供、③離職票の退職事由(自己都合退職)の訂正を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	卸売業・小売業	H29.11.30 H30.1.11	打ち切り	-	43	(公)宮尾 (労)東盛 (使)宮城
3	平成29年(個)第7号	労働者	①会社都合によって退職した経済的損失の損害賠償請求、②会社による就業規則違反により被った損害賠償請求を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	広告業	H29.12.28 H30.1.23	打ち切り	-	27	(公)藤田 (労)知花 (使)高良
4	平成30年(個)第1号	労働者	賃金等の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	宿泊業・飲食サービス業	H30.2.9 H30.3.8	打ち切り	-	28	(公)藤田 (労)宮里 (使)名嘉村
5	平成30年(個)第2号	労働者	治療費を含めた賃金補償等を求めて申請された。あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打ち切りとなった。	その他のサービス業	H30.3.15 H30.3.27	打ち切り	1	13	(公)上江洲 (労)山本 (使)高良
6	平成30年(個)第3号	労働者	パワハラに対する慰謝料等の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	サービス業	H30.7.6 H30.7.26	打ち切り	-	21	(公)藤田 (労)山本 (使)名嘉村
7	平成30年(個)第4号	労働者	解雇に対する解決金の支払い等を求めて申請された。あっせんを開催したが、双方の意見の隔たりが大きく打ち切りとなった。	複合サービス事業	H30.8.8 H30.9.11	打ち切り	1	35	(公)上江洲 (労)山本 (使)高良
8	平成30年(個)第5号	労働者	解雇予告手当の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	宿泊業・飲食サービス業	H30.11.28 H30.12.21	打ち切り	-	24	(公)宮尾 (労)知花 (使)宮城
9	平成30年(個)第6号	労働者	①雇止めの撤回、解雇理由書の交付、②経営者の言動による精神的苦痛の賠償、③解雇予告手当の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	宿泊業・飲食サービス業	H30.12.7 H30.12.28	打ち切り	-	22	(公)田島 (労)鎌田 (使)上江洲
10	平成30年(個)第7号	労働者	パワハラに対する損害賠償を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	医療、福祉	H30.12.11 H30.12.27	打ち切り	-	17	(公)上江洲 (労)東盛 (使)高良
11	平成30年(個)第8号	労働者	①2名の職場異動、②会社からの謝罪、③パワハラを受けたことによる精神的苦痛及び賃金の取得が見込めなくなった経済的損失による損害賠償請求を求めて申請された。	サービス業	H30.12.12 -	次年繰越	-	-	(公)井村 (労)山本 (使)山城
12	平成30年(個)第9号	労働者	パワハラに対する慰謝料等の支払いを求めて申請された。	宿泊業・飲食サービス業	H30.12.27 -	次年繰越	-	-	-

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

平成30年中に取り扱った労働組合資格審査は、不当労働行為救済申立てに伴うものが2件、法人登記のためのものが1件、労働者供給事業に係るもので総会決議において必要と認められたものが1件の合計4件で、全て適合となっている。

平成26年から平成30年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年					平成26年 ～30年	
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
係属 件数	前年繰越	-	4	6	4	-	-	
	事由別	新規申請	5	9	5	6	4	29
		不当労働行為	3	6	5	2	2	18
		法人登記	2	-	-	-	1	3
		委員推薦	-	3	-	3	-	6
		総会決議	-	-	-	1	1	2
	計	5	13	11	10	4	43	
終結 状況	適合	1	7(1)	4(3)	9(4)	4	25	
	不適合	-	-	-	1	-	1	
	取下げ・打切り	-	-	3(3)	-	-	3(3)	
	計	1	7(1)	7(3)	10(4)	4	29(8)	
次年繰越		4	6	4	-	-	14	

注) ① ()内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 「平成26年～30年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成26年から30年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表(平成30年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	総会決議(無料労働者供給事業の許可申請に係るもの)	H30.1.23	H30.3.8	適合
2	労働組合B	法人登記	H30.3.14	H30.5.10	適合
3	労働組合C	不当労働行為救済申立て	H30.6.11	H30.6.21	適合
4	労働組合D	不当労働行為救済申立て	H30.6.11	H30.6.21	適合

第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を労働委員会が認定し、告示することとなっている。

平成30年中の取扱件数は3件である。

認定・告示一覧表（30年取扱分）

事件番号	申出者		申出年月日	組 合 名	認定手続 開始年月日	告 示 年月日
	企 業 名				認定年月日	公報番号
平成30年 (認)第1号	沖縄県病院事業局長		H30.5.8	沖縄県病院事業局職員労働組合 沖縄県公務員医師労働組合	H30.5.10	H30.8.3
	沖縄県病院事業局				H30.7.12	第4665号
平成30年 (認)第2号	沖縄県病院事業局長		H30.7.13	沖縄県病院事業局職員労働組合 沖縄県公務員医師労働組合	H30.8.9	H30.10.12
	沖縄県病院事業局				H30.9.20	第4685号
平成30年 (認)第3号	沖縄県病院事業局長		H30.9.3	沖縄県病院事業局職員労働組合 沖縄県公務員医師労働組合	H30.9.5	H30.10.12
	沖縄県病院事業局				H30.9.20	第4685号

2 告示内容

本庁機関の組織改正による職制の新設等に伴い、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者を次のとおり認定し、告示した。

(1) 平成30年（認）第1号沖縄県病院事業局

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄 県 病 院 事 業 局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事	
	県立病院課	課長 労務管理監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事 主幹（新八重山病院・施設整備IT担当の主幹を除く。） 人事、給与、服務、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技師	
	出 先 機 関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
八重山病院		院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長	

	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
--	------	---------------------------------------

(2) 平成30年（認）第2号・第3号沖縄県病院事業局

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄県病院事業局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事	
	病院事業総務課	課長 労務管理監 医療企画監 看護企画監 副参事 班長 主幹 人事、給与、服務、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技師	
	病院事業経営課	課長 副参事 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）	
	出先機関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
八重山病院		院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長	
精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長		

第3節 争議行為予告通知

平成30年に、労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの3件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの43件、合計46件であり当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は、次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1,010人	H30.2.28	人員不足及び超勤問題改善要求。賃金の改善要求。医師の諸手当改善要求。看護部の労働条件改善要求。各種手当改善要求。休日・時短要求及び権利休暇要求。母性保護要求及び育児・介護休業要求。	解決
		H30.3.14以降 争議解決の日まで		
2	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種:運輸業 組合員数:122人	H30.4.2	賃金に関する要求 勤務に関する要求 乗員養成に関する要求 一時金に関する要求 特別運行常務員制度に関する要求	解決
		H30.4.13以降 争議解決の日まで		
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1,010人	H30.10.26	一時金に関する要求 その他	解決
		H30.11.9以降 争議解決の日まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づく争議行為予告通知を、当委員会で受け付けたもの及び中央労働委員会で受け付けたもので、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

平成30年における労働争議の実情調査件数は4件で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:716人	冬期一時金要求 退職者補充要求 港湾の制度政策要求	無	H29.11.20	打切り
				H30.7.27	
2	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1,010人	人員不足及び超勤問題改善要求。賃金の改善要求。医師の諸手当改善要求。看護部の労働条件改善要求。各種手当改善要求。休日・時短要求及び権利休暇要求。母性保護要求及び育児・介護休業要求。	無	H30.2.28	解決
				H30.6.15	
3	日本トランスオーシャン航空乗員組合 業種:運輸業 組合員数:122人	賃金に関する要求 勤務に関する要求 乗員養成に関する要求 一時金に関する要求 特別運行常務員制度に関する要求	有	H30.4.2	解決
				H30.4.17	
4	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:1,010人	一時金に関する要求 その他	無	H30.10.26	解決
				H30.12.11	

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

1 全国会議

平成30年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

平成30年開催全国会議一覧表

月 日		会 議 名	主催等
1	6月 14日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
2	6月 15日	全国労働委員会会長連絡会議	中労委
3	7月 13日	全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	中労委
4	11月 8日～9日	第73回全国労働委員会連絡協議会総会	中労委
5	11月 29日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	中労委
6	11月 30日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	中労委

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月14日、静岡県）

ア 審査・調整事件等の概況について

イ その他

ウ 議題懇談

「増加するパワーハラスメント事件への対応について
～事件処理と未然防止の観点から～」

「各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置」

(2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月15日、静岡県）

ア 講演

演題 「職場のパワーハラスメント防止対策一検討会報告書の意義と課題」

講師 中央労働委員会地方調整委員、厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員、成蹊大学法学部 教授 原 昌登 氏

イ 議題懇談「都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について」

(3) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会（7月13日、東京都）

ア 第73回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

イ 個別紛争データベースの取扱いについて

ウ 個別紛争処理制度委員会中間報告に基づく取組の状況について

エ 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

オ 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について

(4) 第73回全国労働委員会連絡協議会総会（11月8日～9日、東京都）

ア 議題

- (ア) 第1議題「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」
(イ) 第2議題「同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について」

イ 講演

演題 「平成期における審査事件の潮流」

講師 前中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月29日、東京都）

ア 業務概況説明

イ 議題

- (ア) 第1議題「今後の労働委員会の在り方検討について」
(イ) 第2議題「情報公開開示請求への対応について」
(ウ) 第3議題「和解認定後の中労委データベースの取扱いについて」

(6) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月30日、東京都）

ア 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの労働争議調整事件・個別労働紛争事件における事例報告

ウ 都道府県労働委員会からの業務報告

2 九州ブロック会議

平成30年における当委員会に係る九州ブロック会議は次のとおりである。

平成30年開催九州ブロック会議一覧表

月 日		会 議 名	開催県
1	1月25日～26日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	沖縄県
2	2月22日～23日	九州地区労働委員会使用者委員協議会「代表者会議」	大分県
3	3月25日～26日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	大分県
4	4月19日	九州労働委員会事務局長会議	長崎県
5	4月19日	九州労働委員会会長会議	長崎県
6	5月16日～17日	九州ブロック労委労協総会・研修会	大分県
7	5月17日～18日	九州労働委員会連絡協議会	大分県
8	7月12日～13日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	熊本県
9	8月16日～17日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県
10	9月6日	九州労働委員会事務局課長会議	宮崎県
11	10月11日	九州労働委員会公益委員連絡会議	沖縄県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（1月25日～26日、沖縄県）

ア 議題

- (ア) 審査期日における当事者への対応について
- (イ) 「個人番号」(マイナンバー)記載の書証等の取扱いについて
- (ウ) 命令書作成における業務体制について(情報交換)
- (エ) 再審査における認定和解(労働組合法第27条の14第2項)後の初審命令のホームページ掲載について
- (オ) 労委が、審査の途中で「申立要件を欠いている」との心証を持った場合の申立てに対する対応について
- (カ) 労働組合法第2条第1号の解釈について
- (キ) 地方公務員法3条3号に定める特別職非常勤職員の任用継続に関する団体交渉について
- (ク) 一人組合の資格審査の適否について
- (ケ) 公益委員会議の開催及び議事の決定について
- イ 研修会(講演)
 - 演題:「最近の裁判例の動向」
 - 講師:弁護士(沖縄県労働委員会公益委員) 田島 啓己 氏

(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」(2月22日～23日、大分県)

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 平成30年度の九州地区研修会について
- ウ 各県における審査・調整事件について(意見・情報交換)
- エ その他協議事項

(3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会(3月25日～26日、大分県)

- ア 九プロ労委労協会長・幹事の交替について(先議事項)
- イ 2018年九プロ労委労協総会・研修会の運営について
- ウ 2018年九プロ労委労協総会議案について<現時点での確認>
- エ 月刊「労委労協」執筆計画(担当県)について
- オ 九プロ労委労協総会開催計画について
- カ 第85回九州労働委員会連絡協議会の運営と対応について
- キ 各県の特徴的状況
- ク その他
- ケ 命令研究会

(4) 九州労働委員会事務局長会議(4月19日、長崎県)

- ア 平成29年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算(案)の承認について
- イ 研修等の事務処理要領の改正について
- ウ 平成30年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算(案)の承認について
- エ 九州労働委員会協議会事務処理規程の改正について
- オ 委員及び事務局職員の資質向上について(情報交換)

(5) 九州労働委員会会長会議(4月19日、長崎県)

- ア 職権による調整事件の開始にかかる判断基準について
- イ 「労使慣行」について

(6) 九州ブロック労委労協総会・研修会(5月16日～17日、大分県)

- ア 総会
 - (ア) 議事

- a 2017年活動経過について
- b 2017年会計決算報告について
- c 2017年会計監査報告について
- d 2018年の取り組み（案）について
- e 2018年予算（案）について
- f 2018年役員体制（案）について

(イ) 各県報告（情報交換）

イ 研修会

演題 「有期労働契約に関する法規制の現状と課題」

講師 九州大学大学院法学研究院 教授 山下 昇 氏

(7) 九州労働委員会連絡協議会（5月17日～18日、大分県）

ア 議事

(ア) 報告事項

- a 前回（第84回）九州労働委員会連絡協議会の結果について
- b 全労委運営委員会の結果について

(イ) 意見交換・審議事項

議題1 「調整事件の特徴的な事例について」

議題2 「審査事件についてのケーススタディ」

「使用者が団交期日の延期理由を具体的に伝えていないなどの状況下での不当労働行為の成否について」

議題3 「平成30年度全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について」

イ 講演

演題 「労働法の変化と最近の労働政策について」

講師 明治大学法科大学院 教授 野川 忍 氏

(8) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（7月12日～13日、熊本県）

ア 議題

- (ア) 集団的労使紛争におけるあっせん期日の日程調整等について
- (イ) あっせんの早期開催に向けての取り組みについて（情報交換）
- (ウ) あっせん員として事務局職員の指名及び県外での現地あっせんについて（情報交換）
- (エ) 県外の労働者に係る個別労働関係紛争あっせん事件について
- (オ) 争議行為の予告通知にかかる実情調査等について
- (カ) あっせんでの合意事項の履行に係る労働委員会の関与について（情報交換）
- (キ) あっせんに参加していない者を含めたあっせん案について
- (ク) 個別あっせんの打切り事由について

イ 講演

演題 「労働法学上のハラスメント」

講師 熊本大学大学院人文社会科学部 教授（熊本県労働委員会公益委員）

中内 哲 氏

(9) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（8月16日～17日、福岡県）

ア 幹事の交替について

イ 九プロ労委労協総会懇親会会費の扱いについて

ウ 第73回全国労働委員会総会

- エ 2019年九プロ労委労協総会・研修会
- オ 研修会のテーマ検討
- カ 命令研究会（第2回幹事会）の対応について
- キ 各県の特徴的状況
- ク その他

(10) 九州労働委員会事務局課長会議（9月6日、宮崎県）

- ア 平成31年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）
- イ 平成31年度調査研究会議の研修内容等について（協議）
- ウ 総会の充実のための取組みについて（資料提供のみ）
- エ 各県労働委員会を被告とする命令取消訴訟が提起された場合における対応（代理人の指定方針等）について（情報交換）
- オ 不当労働行為事件の審査期間短縮について（情報交換）
- カ 新任の労働委員会委員に対する研修について（情報交換）
- キ 労働委員会規則などで会長が処理することとされている事務の取扱いについて（情報交換）
- ク 通訳を必要とする外国人労働者への対応について（情報交換）
- ケ 各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置について（情報交換）

(11) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月11日、沖縄県）

- ア 議題
 - 「人事考課における不当労働行為に対する救済方法について」
- イ 講演
 - 演題「労働契約法第20条に関する最近の二つの最高裁判決について」
 - 講師 弁護士（琉球大学法科大学院非常勤講師、沖縄県労働委員会公益委員）
田島 啓己 氏

第2節 研 修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、平成30年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 平成30年度公労使委員合同研修（9月6日、東京都）

- (ア) 講演「労働委員会制度について ―歴史・現状・課題―」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 講演「和解について～中労委での経験から～」
- (エ) 和解事例検討

イ 平成30年度公労使委員合同研修（労働者委員）（9月7日、東京都）

- (ア) 講演「労働委員会制度の成立基盤と現代的課題」
- (イ) 講演「不当労働行為救済制度」
- (ウ) 講演「個別的労働紛争解決―労働契約法、個別労働紛争解決促進法―」

ウ 第18回全労委使用者委員基礎研修会（9月7日、東京都）

- (7) 講演 「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
- (4) 講演 「審査・和解手続き」
- (5) 講演 「働き方改革関連法の動き」

エ 第46回九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月13日～14日、長崎県）

- (7) 講演 「中央労働委員会で印象に残った事件と労働委員会活動を振り返って」
- (4) 研究討議

オ 平成30年度公労使委員個別紛争専門研修（12月6日～7日、東京都）

- (7) 労働関係法令の改正等の動向
- (4) 裁判例の動向
- (5) 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例
- (エ) スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

(2) 委員特別研修

平成30年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

ア 個別労働紛争解決研修（平成29年度応用研修）（2月16日～17日、東京都）

- (7) 最近の労働立法・判例の動向
- (4) 事例的研修
- (5) 個別労働紛争解決トレーニング

イ 個別労働紛争解決研修（平成30年度基礎研修）（11月21日～23日、愛知県）（12月6日～8日、神奈川県）

- (7) 労働法
- (4) 事例的研修

2 事務局職員関係

各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委主催の次の研修へ職員を派遣した。

ア 第69回労働委員会事務局職員中央研修（6月11日～13日、東京都）

- (7) 一般研修
 - a 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
 - b 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
 - c 講演 「労働法の基礎」
 - d 講演 「法律・判例の読み方講座」
- (4) 審査部門研修
 - a 命令書（案）の起案のための作業手順
 - b 演習 団体交渉拒否、不利益取扱い
 - c 不当労働行為の審査手続について（講義）

イ 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月3日～5日、東京都）

- (7) 講義
 - a 講義 「労働関係法令・裁判例等」
 - b 講義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」
 - c 講義 「カウンセリング技法」
 - d 講義 「労働局のあっせん制度」
- (4) スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換少人数によるグループディスカッション

(ウ) 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討

ウ 平成30年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月12日、沖縄県）

講義 「命令書作成に当たっての留意事項」

エ 平成30年度労働委員会事務局職員専門研修（10月15日～19日、埼玉県）

(ア) 講義

- a 講義「事実認定上の留意点」
- b 講義「労働委員会における重要判例解説」
- c 講義「実務経験からみた和解の留意点」
- d 講義「労働組合法上の労働者性・使用者性」

(イ) 演習

- a 「命令原案作成」
- b 「不当労働行為事件審査演習」

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報番組の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する講演会等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能、仕事内容について、わかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」（3月、6月、9月、12月の各月末に発行）に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

- （春） 141号「平成29年取扱事件の概況について」
- （夏） 142号「あっせん員候補者について」
- （秋） 143号「個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介」
- （冬） 144号「労働組合の資格審査についての御紹介」

3 県政ラジオ番組「ラジオ県民室」による広報

県広報課制作の県政ラジオ番組「ラジオ県民室」（毎週月曜日～金曜日）において、個別労働関係紛争のあっせん制度について紹介した（不定期）。

- (1) ラジオ沖縄（864KHz） 11時50分～11時55分
- (2) RBCiラジオ（738KHz） 11時55分～12時
- (3) FM沖縄（87.3MHz） 12時55分～13時

4 労働問題に関する講演会（労働問題セミナー）

労働に関する基本的な法令の啓発を行い、労働者と使用者がよりよい関係を構築するよう促すとともに、労働委員会の周知・広報を図ることを目的として、離島において労働問題に関する講演会を行った。

- (1) 宮古島における講演会
 - ア 演題：「働く人・雇う人～知っておきたい働くルール～」

イ 講師：田島 啓己（公益委員）

ウ 日時：10月29日 午後6時30分～午後8時

エ 会場：沖縄県宮古合同庁舎2階講堂

オ 参加者：11名

(2) 石垣島における講演会

ア 演題：「働く人・雇う人～知っておきたい働くルール～」

イ 講師：上江洲 純子（公益委員）

ウ 日時：11月2日 午後6時30分～午後8時

エ 会場：沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室

オ 参加者：20名

資料 年別申立・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整									個別労働紛争あつせん			労働組合の資格審査			計					
	前年 繰越	新規 申立	計	あつせん			調停			仲裁			計			前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計
				前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計	前年 繰越	新規 申請	計									
S47 (復帰前)	-	-	-	-	10 (5)	10 (5)	-	22 (22)	22 (22)	-	-	-	-	32 (27)	32 (27)	-	-	-	-	21 (9)	21 (9)	-	53 (36)	53 (36)
48	-	-	-	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	16	16	-	-	-	1	8	9	1	24	25
49	-	3	3	-	22	22	-	6	6	-	-	-	-	28	28	-	-	-	-	8	8	-	39	39
50	2	1	3	2	12	14	-	-	-	-	-	-	2	12	14	-	-	-	-	13	13	4	26	30
51	-	1	1	1	6	7	-	-	-	-	-	-	1	6	7	-	-	-	-	7	7	1	14	15
52	1	-	1	2	6	8	-	-	-	-	-	-	2	6	8	-	-	-	-	3	3	3	9	12
53	-	3	3	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	9	9	-	26	26
54	3	-	3	1	5	6	-	-	-	-	-	-	1	5	6	-	-	-	-	1	1	4	6	10
55	2	1	3	1	11	12	-	-	-	-	-	-	1	11	12	-	-	-	-	8	8	3	20	23
56	-	3	3	-	27	27	-	-	-	-	-	-	-	27	27	-	-	-	-	6	6	-	36	36
57	3	4	7	1	26	27	-	-	-	-	-	-	1	26	27	-	-	-	-	10	10	4	40	44
58	5	4	9	3	15	18	-	3	3	-	-	-	3	18	21	-	-	-	3	7	10	11	29	40
59	7	4	11	1	8	9	-	-	-	-	-	-	1	8	9	-	-	-	2	4	6	10	16	26
60	7	1	8	2	6	8	-	-	-	-	-	-	2	6	8	-	-	-	-	7	7	9	14	23
61	6	2	8	2	5	7	-	-	-	-	-	-	2	5	7	-	-	-	-	3	3	8	10	18
62	4	2	6	2	12	14	-	-	-	-	-	-	2	12	14	-	-	-	1	9	10	7	23	30
63	3	1	4	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	5	2	7	8	6	14
H1	2	-	2	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	5	3	8	7	8	15
2	1	-	1	3	7	10	-	-	-	-	-	-	3	7	10	-	-	-	1	1	2	5	8	13
3	1	1	2	2	1	3	-	-	-	-	-	-	2	1	3	-	-	-	1	3	4	4	5	9
4	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	5	5
5	-	-	-	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-	-	2	2	1	5	6
6	-	2	2	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-	-	4	4	1	9	10
7	2	1	3	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	-	2	1	3	4	12	16
8	1	-	1	3	5	8	-	-	-	-	-	-	3	5	8	-	-	-	1	3	4	5	8	13
9	1	1	2	2	9	11	-	-	-	-	-	-	2	9	11	-	-	-	3	2	5	6	12	18
10	1	-	1	1	4	5	-	-	-	-	-	-	1	4	5	-	-	-	1	2	3	3	6	9
11	-	4	4	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	6	6	-	13	13
12	2	-	2	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	2	-	2	4	3	7
13	1	4	5	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	8	8	-	-	-	1	7	8	2	19	21
14	3	2	5	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	4	4	3	6	11
15	1	-	1	-	11	11	-	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	-	-	2	2	1	18	20
16	-	-	-	1	13	14	-	-	-	-	-	-	1	13	14	-	-	-	-	1	1	1	2	15
17	-	2	2	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	2	2	-	14	14
18	1	1	2	1	2	3	-	-	-	-	1	1	1	3	4	-	-	-	-	3	3	1	3	10
19	1	2	3	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	1	1	1	2	17
20	1	3	4	1	7	8	-	-	-	-	-	-	1	7	8	-	-	-	-	4	4	1	3	19
21	2	1	3	-	9	9	-	-	-	-	-	-	-	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35
22	-	6	6	4	7	11	-	-	-	-	-	-	4	7	11	-	-	-	-	7	7	-	4	25
23	4	4	8	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-	-	3	3	1	6	31
24	4	1	5	2	9	11	-	-	-	-	-	-	2	9	11	-	-	-	-	1	1	4	10	26
25	-	4	4	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	3	4	-	-	-	-	7	7	-	22	23
26	4	2	6	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	6	6	-	19	23
27	4	3	7	1	4	5	-	-	-	-	-	-	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35
28	5	4	9	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35
29	6	1	7	2	2	4	-	-	-	-	-	-	2	2	4	-	-	-	-	7	7	4	16	28
30	2	2	4	1	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	2	3	9	12	-	4	4	6	16	22
合計	-	81	-	-	374	-	-	31	-	-	1	-	-	406	-	-	85	-	-	249	-	-	821	-

個別労働紛争あつせんは平成十四年四月から業務開始

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請件数で内数である。

沖縄県労働委員会年報

平成30年版

発行 平成31年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒 900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp
